

長崎市訓令第 15 号

長崎市電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 21 日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市電気工作物保安規程の一部を改正する規程

長崎市電気工作物保安規程（昭和 40 年長崎市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 茂里町合同庁舎の項を削り、同表旧クリーンセンターの項中「旧クリーンセンター」を「茂里町環境センター」に改め、同表高島クリーンセンターの項、長崎半島クリーンセンターの項、高島水産会館の項及び高島ふれあいセンターの項を削り、同表高島いやしの湯の項中「高島いやしの湯」を「高島浴場」に改め、同表琴海南部体育館、琴海南部文化センターの項、外海総合公園の項及び長浦事務所の項を削る。

別表第 2 環境部環境整備課茂里町合同庁舎の項を削り、同表環境部環境整備課旧クリーンセンターの項中「旧クリーンセンター」を「茂里町環境センター」に改め、同表環境部環境整備課高島クリーンセンターの項及び長崎半島クリーンセンターの項を削り、同表中

「

		飛島磯釣り公園	
	水産振興課	高島水産会館	
		水産センター	

を

」

「

		飛島磯釣り公園
	水産振興課	水産センター

に改め、

」

同表南総合事務所地域福祉課高島ふれあいセンターの項を削り、同表南総合事務所地域福祉課高島いやしの湯の項中「高島いやしの湯」を「高島浴場」に改め、同表中

「

		外海ふるさと交流センター
		琴海南部体育館、琴海南部文化センター
	地域整備課	外海総合公園
		琴海中部運動公園運動場

を

」

「

		外海ふるさと交流センター
	地域整備課	琴海中部運動公園運動場

に改め、

」

同表北総合事務所琴海地域センター琴海地域センター、長浦事務所の項中「、長浦事務所」を削り、同表教育委員会教育総務部学校施設課手熊小学校の項中「手熊小学校」を「旧手熊小学校」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。